第１号様式

北九州市旧古河鉱業若松ビル利用申請書兼許可書

　　　年　　　月　　　日

指定管理者　様

北九州市産業観光施設の設置

及び管理に関する条例、北九州市

産業観光施設の設置及び管理に

関する条例施行規則等の規定を

遵守することを承諾のうえ、施設

の利用を申請します。

(※太枠内を記入してください。)

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 団体名称等 |  |
| フリガナ |  | 性別　男　・　女 |
| 代表者 |  |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　 |
| 担当者名 |  |
| ＴＥＬ | （　　　　　）　　　　　－ |
| 利用目的 | 催物等の名称（人数） | （　　　人） |
| 催物等の内容（具体的に） |  |
| 利用年月日 | 利用時間帯 | 利用施設 | 冷暖房設備利用時間 | 利用単位 | 金額 ① | 領収書番号 |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 　 年 　月 　日（　 曜日） |  | 会議室(　　　　　) | 70 |  |  |  |  |
| 朝 | 昼 | 夜 | 多目的ホールB | 140 |  |  |  |
| 多目的ホールA | 280 |  |  |  |
| 入場料・講座料等 | 無 ・ 有（　　　　　　円）具体的な内容： | 営利を目的とした商品販売や展示等 | 無 ・ 有　具体的な内容： |
| 施設内の備品利用 | 無 ・ 有（品名　　　　　　　　　） | 特別な備品の持込 | 無 ・ 有（品名　　　　　　　　） |

※以下、事務処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設利用料金 | 単価 | 利用単位 | 金額 | 単価 | 利用単位 | 金額 | 施設利用料金計② | 領収書番号 | 利用料金合計①＋② |
| 100 |  |  | 840 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 1,320 |  |  |
|  |  |  | 2,160 |  |  |
| 処理欄 | 　　　　年　　月　　日 | 領収印 | 備考（施設利用時間、搬入搬出時間など） |
| 担当 | 管理責任者 |  |  |
|  |  |

* **記載された個人情報は、当施設の使用に関すること以外に使用することはありません。**

第1号様式（裏）

**北九州市旧古河鉱業若松ビルの利用に関する注意事項**

**●利用の不許可及び取消し等**

１．次の場合は、利用を許可しません。

（１）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

　　・現行法制に明白に反する行為を企てたり、催眠商法、霊感商法、悪徳商法など社会的に問題の起こっている行為を行ったり、人倫に反したり、泥酔状態で施設に入ったり等風紀を乱すなど現在の社会道徳に照らして問題がある行為を行うなど、公序良俗に反すること及びこれらに準ずる行為。

（２）建物、設備又は器具等をき損するおそれがあるとき。

・許可無くはり紙をする、釘の類を打つ、落書き等で汚すなど施設を汚損、又は損傷する行為及びこれらに準ずる行為。

（３）宗教的宣伝活動をするとき。

（４）政治的宣伝活動をするとき。

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下暴対法という。）第2条2号に定めるもの。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に定めるもの。）若しくは暴力団と密接な関係のある個人及び団体の利用

（６）その他施設の管理上支障があるとき。

・長期にわたり独占的に使用すること。

・施設、設備の補修修繕、点検が必要なときなどや施設の収容能力を超えるなど施設の管理上やむを得ない事情がある場合等。

２．次の場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。

（１）利用の条件、目的又は条例に違反したとき。

（２）偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。

（３）建物、設備又は器具等をき損するおそれがあるとき。

（４）その他施設の管理上支障があるとき。

３．前項の規定に基づく利用の許可の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負いません。

**●利用者の遵守事項**

次の事項を遵守してください。

（１）利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。

（２）建物内では喫煙しないこと。

（３）定められた場所以外で火気を使用しないこと。

（４）壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。

（５）許可を受けた設備・器具以外のものを利用しないこと。

●その他

・ポスター、チラシ等の印刷物がある場合は、配布前に指定管理者へ提出をお願いします。